

京都府警察本部等組織規則の施行に伴う経過措置に関する訓令

〔制定 昭和34.4.1 京都府警察本部訓令第4号〕

(目的)

第1条 この訓令は、京都府警察本部等組織規則(昭和34年京都府公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)の施行に伴う職員の引継について、必要な事項を定めることを目的とする。

(警務部監察課勤務の職員)

第2条 規則施行の際現に警務部監察課勤務を命ぜられている職員は、別に辞令を発せられない限り、警務部監察官室勤務を命ぜられたものとする。

(市警察部交通課兼防犯部交通課勤務の職員)

第3条 規則施行の際現に市警察部交通課兼防犯部交通課勤務を命ぜられている職員は、別に辞令を発せられない限り、運転免許及び行政処分に関する事務に専従する職員は市警察部交通第二課兼防犯部交通第二課勤務を、その他の職員は市警察部交通第一課兼防犯部交通第一課勤務をそれぞれ命ぜられたものとする。

(市警察部警ら隊勤務の職員)

第4条 規則施行の際現に市警察部警ら隊勤務を命ぜられている職員は、別に辞令を発せられない限り、市警察部警ら課兼防犯部警ら課勤務を命ぜられたものとする。

附 則

この訓令は、昭和34年4月1日から施行する。